

芸術文化及び国際交流に関する事業に係る宝塚市後援名義取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸術文化及び国際交流に関する事業に係る宝塚市の後援名義の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、市が事業の趣旨に賛同し、名義貸与の協力を行うことをいう。

(使用できる名義)

第3条 後援名義の使用を許可する名義は、「宝塚市」とする。

(許可の基準)

第4条 後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号のいずれかに該当する主催者が行うものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (3) 報道機関、学術研究機関
- (4) 民間非営利団体及びこれに準ずる団体
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める団体

2 後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 芸術文化、国際交流及び地域の発展に寄与すると市長が認めるもの
- (2) 公共性を有するもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 特定の政党もしくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (5) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないもの
- (6) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (7) 行政運営に支障をきたさないもの

(申請)

第5条 市の後援名義の使用の許可を受けようとするものは、後援名義許可申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 事業の主催者の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類
- (2) 事業の実施要綱、募集要項、収支予算書その他事業の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 賞状交付の許可もあわせて受けようとするものは、その旨を申請書に記載するとともに、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の主催者が作成した賞状又は賞状の文案
- (2) 当該事業の賞のリスト

(通知)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、内容を審査し、後援名義の使用の許可又は不許可について申請者に速やかに通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 後援名義の使用の許可を受けたものは、当該許可を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(責任の所在)

第8条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る責任は主催者が負うものとし、市長が責任を負うものではない。

(経費の負担)

第9条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る物的又は人的な支援を市長は行わない。

(許可の取消)

第10条 市長は、後援名義の使用を許可した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けたとき
- (2) 許可の基準を満たさなくなったとき
- (3) 許可の条件を履行しなかったとき
- (4) その他後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき

(事業の報告)

第11条 後援名義の使用の許可を受けたものは、当該事業終了後30日以内に後援事業実施報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 事業のパンフレット、プログラム、収支決算書、記録写真その他事業の内容が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、後援事業実施報告書を提出しないものに対しては、以後の主催事業に対して後援名義の使用を許可しないことができる。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

後援名義許可申請書

申請日 _____

(あて先) 宝塚市長

主催団体名 _____

代表者氏名 _____

団体所在地 〒 _____

※新規申請の場合は、団体規約・名簿を添付してください。

下記事業の実施にあたり、宝塚市の後援名義の使用の許可を受けたいので、申請します。

記

事業名称			
実施日時			
会場			
参加対象		定員	
事業目的			
事業内容			
費用徴収の有無			
他団体・機関等の 共催・後援予定・その他			
市広報誌掲載の 希望の有無		市ホームページ 掲載の希望の有無	

※市広報は毎月1日発行です。掲載締切は発行日の約60日前です。

※市広報または市ホームページの掲載を希望される場合は、以下を記入してください。

広報・HPに掲載する 問合せ・申込先	氏名(名称)			
	電話番号		メール	
申込方法				
申込期間(チケット販売)				
応募者多数の場合				

※市広報は紙面の都合により掲載できない場合があります。

その他備考	
-------	--

担当者氏名 _____ 電話番号 _____ メール _____

許可書送付先 〒 _____

後援事業収支予算書

申請日

(あて先) 宝塚市長

申請団体名

後援名義使用等の申請をする事業について、下記のとおり収支予算書を提出します。

記

収 入		支 出	
(内容)	(金額：円)	(内容)	(金額：円)
合計 (円)		合計 (円)	

(様式第2号)

後援事業実施報告書

報告日 _____

(あて先) 宝塚市長

申請団体名 _____

後援名義許可を受けて開催した事業について、下記のとおり報告します。

記

事業名称	
実施日時	
会場	
参加人数	
共催・後援団体	
実施状況	

※プログラムなどを資料として添付してください。

担当者 _____ 担当者電話番号 _____

後援事業収支決算書

報告日 _____

(あて先) 宝塚市長

申請団体名 _____

後援名義許可を受けて実施した事業について、下記のとおり収支を報告します。

記

収 入		支 出	
(内容)	(金額：円)	(内容)	(金額：円)
合計 (円)		合計 (円)	